

東アジア植物品種保護基盤等強化事業

＜未来を切り拓く6次産業創出総合対策のうち（市場拡大）海外市場開拓＞

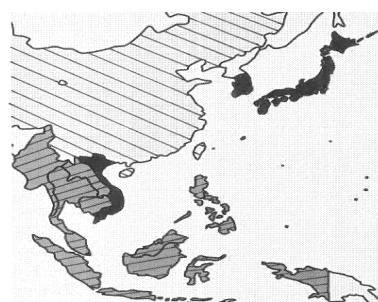
【76（111）百万円】

対策のポイント

東アジア植物品種保護フォーラムを活用し、将来の「東アジア品種保護庁」の設立を視野に入れた、国際的に調和のとれた植物品種保護制度の整備を進めます。

＜背景／課題＞

- ・わが国の植物新品種の登録件数は、世界第2位（平成21年）
- ・東アジア地域の多くは、植物品種保護制度が未整備であり、これらの国でわが国の優良な品種が栽培、逆輸入され、国内産地を脅かす事例が顕在化。
- ・新成長戦略で「知的財産権の保護体制の構築などを行うことにより、アジアに切れ目のない市場を作り出す」とされたことを踏まえ、東アジア各国の植物品種保護制度の整備を促進する必要。

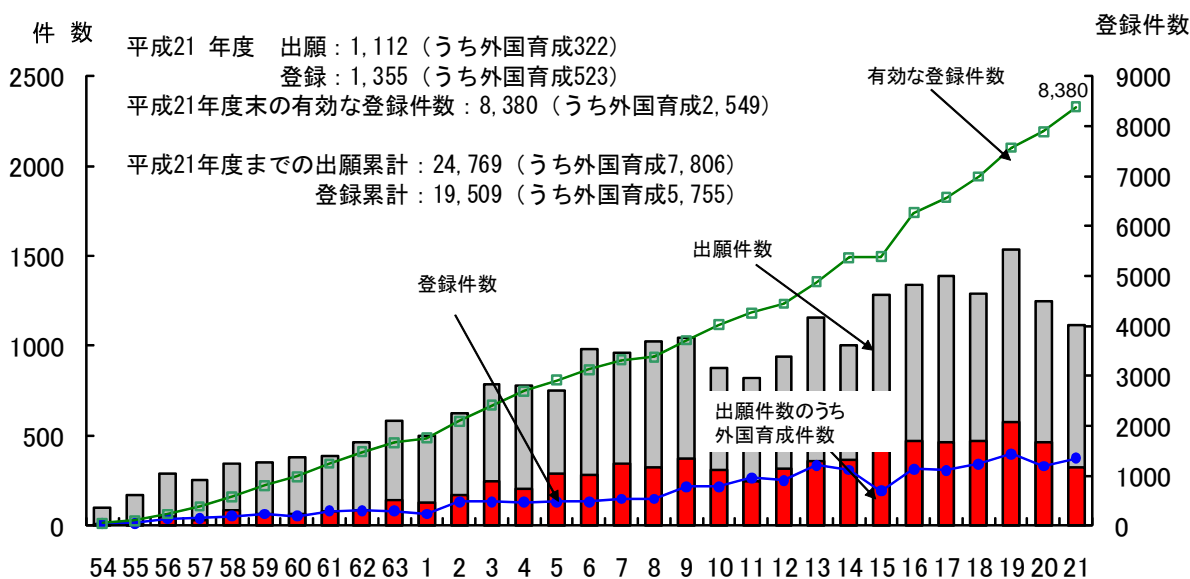


保護対象植物	
UPOV91年条約	全植物（加盟後10年以内）
UPOV78年条約	24種類以上
UPOV非加盟	—

UPOV加盟国における登録件数上位5か国・地域（平成21年1月～12月の1年間合計）

- ① EU 2,596、② 日本 1,501、③ 米国 1,308、④ 中国 996、⑤ ロシア 564

新品種の出願・登録の状況



政策目標

- ①東アジア各国の植物品種保護制度を強化（平成24年度）
 - ・制度未整備国において、制度整備に向けた具体的な取り組みを支援
 - ・制度運営が不十分な国において、審査対象植物数を平成20年度比で2割以上増加
- ②植物新品種の品種登録に係る平均審査期間を2.3年に短縮（平成26年度）

<主な内容>

1. 東アジア地域における植物新品種保護制度の整備促進

将来の「東アジア品種保護庁」創設を見据え、「東アジア植物品種保護フォーラム」を活用し、技術協力・人材育成等の活動やEUにおける地域共通制度の調査を実施します。

東アジア植物品種保護フォーラム推進事業 56（69）百万円
事業実施主体：民間団体等

2. わが国審査基準の国際基準への反映

海外での植物新品種に係る権利取得を容易にするため、UPOVの技術作業部会を我が国で開催し、UPOV主要国として技術作業部会での審査基準に関する技術的議論をリードします。

UPOV技術作業部会開催事業 6（0）百万円
事業実施主体：民間団体等

3. 審査の迅速化

育成者権の適切な保護を図るため、審査に必要な植物種類ごとの主要な特性を整理し、審査基準案を作成します。

種苗特性分類調査 6（6）百万円
事業実施主体：民間団体、地方公共団体等

4. 登録品種の標本・DNA保存

近年の育成者権侵害に的確に対応するため、登録品種の植物体の一部及びDNAの保存を実施します。

登録品種の標本・DNA保存等事業 8（24）百万円
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：生産局知的財産課

1・2・4の事業：（03-6744-2118（直通）

3の事業：（03-6744-2120（直通）

東アジア植物品種保護フォーラム推進事業

- 平成20年度以降、フォーラム協力活動を実施してきた中で、インドネシア、タイがUPOV加盟に向けた国内法整備に向けて動き出すなど、東アジア各国における植物品種保護制度の整備に向けた主体的な取組が現れてきたところ。
- こうした気運を更に醸成し、「東アジア品種保護庁」の創設を見据えた東アジアにおける植物品種保護体制を確立する必要。

東アジア植物品種保護フォーラムとは

我が国の育成品種を保護し、東アジア地域の植物品種保護制度の整備を進めるため、日本のイニシアチブにより、ASEAN+日中韓の13カ国から成る、技術協力に関する情報交換等を行う「東アジア植物品種保護フォーラム」を設立し、各国の品種保護制度のレベルアップを図っている。

フォーラム本会合は各国で持ち回りで開催
第1回: 日本 (平成20年7月)
第2回: 中国 (平成21年4月)
第3回: 韓国 (平成22年4月)
第4回: インドネシア (平成23年予定)

事業内容

フォーラム参加国の要望等を踏まえ、積極的な協力活動を展開

- (1) 各国における保護制度の整備に必要な、植物の審査技術の向上や審査基準の作成について支援を行う専門家の派遣
- (2) 将来、各国の制度設計を担う当局の専門家を日本に受け入れ、長期・短期の集中研修の実施
- (3) 制度整備に向けた機運を醸成するため、各国の生産者や育成者を対象とした制度の必要性・有用性に関する意識啓発セミナーの開催 等



「東アジア植物品種保護フォーラム」第3回会合
(2010年4月28日、於ソウル)

【概算決定額】 56百万円